

学校法人東京音楽大学寄附行為

昭和26年3月7日制定認可
昭和29年2月15日改正認可
昭和38年2月27日改正認可
昭和44年8月1日改正認可
昭和51年7月29日改正認可
平成4年10月8日改正認可
平成5年3月19日改正認可
平成18年3月10日改正認可
令和2年3月26日改正認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東京音楽大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都目黒区上目黒1丁目9番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い音楽芸術を核とする学校教育を行い、音楽の学びを通して培われた専門性を活かして社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条の目的を達成するために設置する学校は、次のとおりとする。

1. 東京音楽大学 大学院 音楽研究科
音楽学部 音楽学科
2. 東京音楽大学付属高等学校 全日制課程 音楽科
3. 東京音楽大学付属幼稚園

(収益事業)

第5条 収益事業の開始及び廃止に関する事項は、理事会において理事総数の3分の2の議決がなければならない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人には、次の定数の役員を置く。

1. 理事 7人以上9人以内
2. 監事 2人

(理事長)

第7条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第9条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の同意を得て指名した順位に従い、他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第10条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1. 東京音楽大学長
 2. 評議員のうちから理事会において選任する者 4人
 3. 学識経験者のうちから理事会において選任する者 2人以上4人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第11条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第12条 役員（第10条第1項第1号の規定により、理事となるものを除く。）の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員の定年は、別に定める。
- 4 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員)の補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任及び退任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

1. 任期の満了
2. 定年
3. 辞任
4. 死亡
5. 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

1. この法人の業務を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
4. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
5. 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
6. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
7. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事会は、定例会及び臨時会からなり、定例会は毎年2月、5月、9月及び12月に開催する。

5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

8 理事会の議長は、理事長とする。

9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定により理事が退席したため過半数に達しないときは、この限りではない。

12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定ある場合を除き、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会の同意を得たときには、会議に出席して意見を述べることができる。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することがで

きる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名、押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会は、定例会及び臨時会からなり、定例会は毎年2月及び5月に開催する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会の議長は、この法人の理事長とする。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による排斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第20条 評議員会は、次に掲げる19人以上23人以内の者をもって組織する。

1. この法人の職員（東京音楽大学、東京音楽大学付属高等学校、東京音楽大学付属幼稚園の学長、校長、教員その他の職員を含む）のうちから理事会において選

任される者 16名

2. この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものの中から、理事会において選任される者 1人以上3人以内

3. 学識経験者の中から理事会において選任される者 2人以上4人以内

2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(議事録)

第21条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第22条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

1. 予算及び事業計画

2. 事業に関する中期的な計画

3. 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

4. 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

5. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

6. 寄附行為の変更

7. 合併

8. 目的たる事業の成功の不能による解散

9. 寄附金品の募集に関する事項

10. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(任期)

第23条 評議員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員の定年は、別に定める。

4 評議員は、任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

2. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
 1. 任期の満了
 2. 定年
 3. 辞任
 4. 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第27条 基本財産及び運用財産中不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を

加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する場合を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めねばならない。
- 3 決算に剰余金のあるときは、その一部又は全部を運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越す。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公開)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1. 寄附行為若しくは寄附行為の認可を受けたとき、寄附行為の届出をしたとき
寄附行為の内容
2. 監査報告書を作成した時 当該監査報告書の内容
3. 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

4. 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1. 理事会における理事総数の3分の2以上の議決
 2. この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
 3. 合併
 4. 破産
 5. 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育事業を行う者又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告)

第43条 この法人の公告は、学校法人東京音楽大学掲示場に掲示して行う。

(細目)

第44条 この寄附行為の施行についての細目は、理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月7日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	我 妻 栄
理 事	柴 田 知 常
理 事	穂 積 重 遠
理 事	末 延 三 次
理 事	鈴 木 一 夫
監 事	吹 田 順 助
監 事	吾 妻 光 俊

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和29年2月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和38年2月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和44年8月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和51年7月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年10月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月26日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。